

随意契約の結果

【平成30年1月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職役員数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
泉北住まいセンター移転に伴う新事務所賃貸借契約に係る保証料及び賃料	契約担当役 西日本支社長 西村 志郎 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-8 5	平成30年1月18日	益阪住宅(株) 大阪府和泉市納花町 2 7 4-1	7120101041222	188,244,000円	188,244,000円	100.0%	近傍物件の中から、立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものである。引き続き近隣地域に事務所を設置することが業務遂行上も必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき随意契約を行ったものである。	-				
泉北住まいセンター事務所移転に係る不動産仲介手数料	契約担当役 西日本支社長 西村 志郎 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-8 5	平成30年1月18日	(株) グランディスエージェンツ 大阪府大阪市西区西本町 1-7-8	9120001143901	2,916,000円	2,916,000円	100.0%	近傍物件の中から、立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結した際の仲介手数料である。引き続き近隣地域に事務所を設置することが業務遂行上も必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき行った随意契約に付随した支払である。	-				
法律事務完了に伴う謝金	分任契約担当役 西日本支社総務部長 長濱 寿夫 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-8 5	平成30年1月22日	非公表	-	1,518,480円	1,518,480円	100.0%	当該法律事務所は、機構の債権管理業務に関する高い専門性と豊富な経験を要するものである。当該弁護士は、機構の顧問弁護士であり、当該法律事務所を処理するために必要な機構の債権管理業務に関する高い専門性及び経験を有するため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				契約相手方
借上宿舎(春日出1-406号室) 賃貸借契約	分任契約担当役 西日本支社 総務部長 長濱寿夫 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-8 5	平成30年1月31日	非公表	-	非公表	非公表	#VALUE!	当該契約は借上宿舎の賃貸借契約である。配属先事務所までの通勤が可能で、賃料は近隣の相場程度で安価な物件であることから、会計規定第51条第3項第1号に基づき、当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額・契約相手方
借上宿舎(きむらマンション405号室) 賃貸借契約	分任契約担当役 西日本支社 総務部長 長濱寿夫 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-8 5	平成30年1月16日	非公表	-	非公表	非公表	#VALUE!	当該契約は借上宿舎の賃貸借契約である。配属先事務所までの通勤が可能で、賃料は近隣の相場程度で安価な物件であることから、会計規定第51条第3項第1号に基づき、当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額・契約相手方
借上宿舎(きむらマンション407号室) 賃貸借契約	分任契約担当役 西日本支社 総務部長 長濱寿夫 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-8 5	平成30年1月30日	非公表	-	非公表	非公表	#VALUE!	当該契約は借上宿舎の賃貸借契約である。配属先事務所までの通勤が可能で、賃料は近隣の相場程度で安価な物件であることから、会計規定第51条第3項第1号に基づき、当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額・契約相手方
借上宿舎(シェモア六甲302号室) 賃貸借契約	分任契約担当役 西日本支社 総務部長 長濱寿夫 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-8 5	平成30年1月30日	非公表	-	非公表	非公表	#VALUE!	当該契約は借上宿舎の賃貸借契約である。配属先事務所までの通勤が可能で、賃料は近隣の相場程度で安価な物件であることから、会計規定第51条第3項第1号に基づき、当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額・契約相手方
借上宿舎(S-RESIDENCE緑橋Series09号室) 賃貸借契約	分任契約担当役 西日本支社 総務部長 長濱寿夫 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-8 5	平成30年1月30日	非公表	-	非公表	非公表	#VALUE!	当該契約は借上宿舎の賃貸借契約である。配属先事務所までの通勤が可能で、賃料は近隣の相場程度で安価な物件であることから、会計規定第51条第3項第1号に基づき、当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額・契約相手方